

# 教職員現職教育担当者会議設置要綱

(平成3年5月18日教育長決裁)

## (設置)

第1条 「第5次福島県長期総合教育計画」の施策の基本方向に基づき、教職員研修の体系的・効果的推進の方途の検討などを行うため、「教職員現職教育担当者会議」(以下「担当者会議」という。)を教育庁内に設置する。

## (組織等)

第2条 担当者会議は、下記の者をもって構成する。

教育指導課	課長	主幹	副主幹	主任指導主事	担当指導主事
総務課		政策調整	副参事	主任管理主事	
教育振興課		主幹	副主幹	主任管理主事	担当管理主事
養護教育課		主幹		主任指導主事	担当指導主事
スポーツ健康課		主幹		主任主査	担当栄養技師
教育センター		次長(業務担当)		教育経営部長	
				教育経営部 主任指導主事	担当指導主事
養護教育センター				事業部長	研修・研究担当 主任指導主事

2. 担当者会議には、必要に応じ、前項以外の職員を参加させることができる。

3. 担当者会議は、教育指導課長が招集し、会議を主宰する。

## (協議事項)

第3条 担当者会議は、次の事項について協議する。

- (1) 関係課、教育センター、養護教育センターが実施する教職員研修の目的・内容・方法及び日程等に関する事。
- (2) 教職員研修事業の研修人員に関する事。
- (3) 研究学校(地区)指定計画及び研究成果の普及に関する事。
- (4) 手引、資料等の刊行物の発行に関する事。
- (5) 調査研究の調整に関する事。
- (6) その他、教職員研修に関する事。

## (実施)

第4条 担当者会議において立案された施策については、教育長の決裁を得て実施する。

## (庶務)

第5条 担当者会議の庶務は、教育指導課指導グループにおいて処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほかは、担当者会議の運営に関し必要な事項は教育指導課長が定める。

## 附 則

1. この設置要綱は、平成3年5月18日から施行する。
2. 教職員現職教育企画調整会議設置要綱(昭和61年4月1日施行)・現職教育計画推進委員会設置要綱(平成元年4月28日施行)は廃止する。
3. この設置要綱は、平成5年4月21日から施行する。
4. この設置要綱は、平成7年6月12日から施行する。
5. この設置要綱は、平成8年4月9日から施行する。
6. この設置要綱は、平成9年6月13日から施行する。
7. この設置要綱は、平成11年4月15日から施行する。
8. この設置要綱は、平成12年6月16日から施行する。
9. この設置要綱は、平成13年4月1日から施行する。